

倉吉市事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市規則第7号

倉吉市事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則

倉吉市事務分掌条例施行規則（昭和52年倉吉市規則第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(課及び内部組織の設置)</p> <p>第2条の2 次の表の左欄に掲げる部に、同表の中欄に掲げる課（課に相当するものを含む。以下同じ。）を置き、その内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>部</th><th>課</th><th>内部組織</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>建設部</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td></td><td>建築住宅課</td><td><u>住宅係</u> 建築指導係 営繕係</td></tr></tbody></table>	部	課	内部組織	略			建設部	略			建築住宅課	<u>住宅係</u> 建築指導係 営繕係	<p>(課及び内部組織の設置)</p> <p>第2条の2 次の表の左欄に掲げる部に、同表の中欄に掲げる課（課に相当するものを含む。以下同じ。）を置き、その内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>部</th><th>課</th><th>内部組織</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>建設部</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td></td><td>建築住宅課</td><td><u>公営住宅係</u> 建築指導係 営繕係</td></tr></tbody></table>	部	課	内部組織	略			建設部	略			建築住宅課	<u>公営住宅係</u> 建築指導係 営繕係
部	課	内部組織																							
略																									
建設部	略																								
	建築住宅課	<u>住宅係</u> 建築指導係 営繕係																							
部	課	内部組織																							
略																									
建設部	略																								
	建築住宅課	<u>公営住宅係</u> 建築指導係 営繕係																							
<p>(建設部各課の分掌事務)</p> <p>第6条 建設部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理計画課 (1)～(16) 略</p> <p>建設課 (1)～(7) 略</p> <p>地域整備課 (1)～(4) 略</p> <p>建築住宅課 (1) 略 (2) <u>住宅</u>に関すること。 (3)～(5) 略</p>	<p>(建設部各課の分掌事務)</p> <p>第6条 建設部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理計画課 (1)～(16) 略</p> <p>建設課 (1)～(7) 略</p> <p>地域整備課 (1)～(4) 略</p> <p>建築住宅課 (1) 略 (2) <u>公営住宅</u>に関すること。 (3)～(5) 略</p>																								

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。